

板倉町地域防災計画

総 則

風水害対策

震災対策

事故災害対策

火災対策

令和6年3月
板倉町防災会議

【目次】

第1編 総則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節	本町の地勢と災害要因、災害記録	11
第4節	本町の地震環境	15
第5節	被害の想定	19

第2編 風水害対策

第1章 災害予防

第1節	風水害に強いまちづくり	24
第1	河川事業の推進	24
第2	緊急避難場所・避難所・避難路の整備	25
第3	建築物の安全性の確保	26
第4	ライフライン施設の機能確保	26
第5	雪害の予防	28
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	30
第1	避難誘導體制の整備	31
第2	災害危険区域の災害予防	35
第3	災害未然防止活動体制の整備	37
第4	情報の収集・連絡体制の整備	38
第5	通信手段の確保	39
第6	職員の応急活動体制の整備	40
第7	防災関係機関との連携体制の整備	41
第8	防災中枢機能の整備	43

第9	救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	44
第10	緊急輸送活動体制の整備	48
第11	避難の受入体制の整備	50
第12	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	53
第13	広報・広聴体制の整備	54
第14	二次災害の予防	55
第15	複合災害対策	56
第16	防災訓練の実施	56
第3節	住民等の防災活動の促進	58
第1	防災思想の普及	58
第2	住民の防災活動の環境整備	62
第4節	要配慮者対策	67
第1	要配慮者対策	67
第5節	その他の災害予防	73
第1	災害廃棄物対策	73
第2	罹災証明書の交付体制の整備	73

第2章 災害応急対策

第1節	災害発生直前の対策	74
第1	警報等の伝達	74
第2	避難誘導	88
第3	広域避難	93
第4	災害未然防止活動	95
第5	物資及び電力確保に関する事前対策	95
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	96
第1	災害情報の収集・連絡	96
第2	通信手段の確保	107
第3節	活動体制の確立	108
第1	災害対策本部の設置	108
第2	災害対策本部の組織	111
第3	災害警戒本部等の設置	116
第4	職員の非常参集	117
第5	広域応援の要請等	122
第6	県防災ヘリコプターの要請	123
第7	自衛隊への災害派遣要請	124

第4節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	130
第1	災害の拡大防止及び二次災害の防止	130
第5節	救助・救急及び医療活動	131
第1	救助・救急活動	131
第2	医療活動	132
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	135
第1	交通の確保	135
第2	緊急輸送	138
第7節	避難の受入活動	143
第1	緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営	143
第2	応急仮設住宅等の提供	147
第3	広域一時滞在	148
第4	広域避難者の受入れ	150
第8節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	151
第1	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	152
第9節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	154
第1	保健衛生活動	154
第2	防疫活動	156
第3	障害物の除去	158
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置	158
第10節	被災者等への的確な情報伝達活動	160
第1	広報・広聴活動	160
第11節	施設、設備の応急復旧活動	162
第1	施設、設備の応急復旧	162
第2	公共土木施設の応急復旧	163
第3	電力施設の応急復旧	163
第4	ガス施設の応急復旧	164
第5	上下水道施設の応急復旧	165
第6	電気通信設備の応急復旧	165
第12節	自発的支援の受入れ	166
第1	ボランティアの受入れ	166
第2	義援物資・義援金の受入れ	168
第13節	要配慮者対策	169
第1	要配慮者の災害応急対策	169
第14節	その他の災害応急対策	171
第1	農業の災害応急対策	171

第2	学校の災害応急対策	173
第3	文化財の災害応急対策	176
第4	労働力の確保	177
第5	災害救助法の適用	177
第6	動物愛護	180

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	181
第1	基本方向の決定	181
第2	住民の参加	181
第3	県等に対する協力の要請	181
第2節	原状復旧	181
第1	被災施設の復旧等	181
第2	災害廃棄物の処理	182
第3節	計画的復興の推進	183
第1	復興計画の作成	183
第2	防災まちづくり	184
第4節	被災者等の生活再建の支援	184
第1	罹災証明書の交付	185
第2	被災者台帳の作成	187
第3	災害弔慰金の支給等	187
第4	町税等の徴収猶予及び減免等	190
第5	雇用の確保	190
第6	住宅再建・取得の支援	190
第7	恒久的な住宅確保の支援	191
第8	安全な地域への移転の推奨	191
第9	復興過程における仮設住宅の提供	191
第10	支援措置の広報等	191
第11	災害復興基金の設立等	191
第5節	被災中小企業等の復興の支援	192
第1	中小企業の被災状況の把握	192
第2	中小企業者に対する低利融資等の実施	192
第3	農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施	193
第4	地場産業・商店街への配慮等	196
第5	支援措置の広報等	196

第6節	公共施設の復旧	196
第1	災害復旧事業計画の作成	196
第2	早期復旧の確保	196
第3	財政援助の活用	197
第7節	激甚災害法の適用	198
第1	激甚災害の早期指定の確保	198
第2	特別財政援助の受入れ	199
第8節	復旧資金の確保	201
第1	復旧資金の確保	201
第2	関東財務局の協力	201
第9節	その他の被災者保護	202
第1	ボランティア活動による長期的支援	202
第2	住民生活相談等の実施	202

第3編 震災対策

第1章 災害予防

第1節	地震に強いまちづくり	203
第1	町土の保全	203
第2	地震に強いまちづくりの推進	203
第3	建築物の安全化	204
第4	ライフライン施設の機能確保	205
第5	液状化対策	205
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	205
第1	緊急地震速報と地震情報	207
第2	情報の収集・連絡体制の整備	210
第3	通信手段の確保	211
第4	職員の応急活動体制の整備	211
第5	防災関係機関との連携体制の整備	212
第6	防災中枢機能の整備	212
第7	救助・救急及び保健医療活動体制の整備	212
第8	消火活動体制の整備	213

第9	緊急輸送活動体制の整備	214
第10	避難の受入体制の整備	214
第11	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	214
第12	広報・広聴体制の整備	214
第13	二次災害の予防	214
第14	複合災害対策	215
第15	防災訓練の実施	215
第3節	住民等の防災活動の促進	215
第1	防災思想の普及	216
第2	住民の防災活動の環境整備	220
第4節	要配慮者対策	220
第1	要配慮者対策	220
第5節	その他の災害予防	221
第1	帰宅困難者対策	221
第2	災害廃棄物対策	223
第3	罹災証明書の交付体制の整備	224

第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保	225
第1	地震情報の収集・連絡	225
第2	災害情報の収集・連絡	227
第3	通信手段の確保	228
第2節	活動体制の確立	228
第1	災害対策本部の設置	229
第2	災害対策本部の組織	229
第3	災害警戒本部等の設置	229
第4	職員の非常参集	230
第5	広域応援の要請等	233
第6	県防災ヘリコプターの要請	233
第7	自衛隊への災害派遣要請	233
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	233
第1	救助・救急活動	233
第2	医療活動	233
第3	消火活動	234

第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	236
第1	交通の確保	236
第2	緊急輸送	237
第5節	避難の受入活動	237
第1	避難誘導	237
第2	緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営	238
第3	応急仮設住宅等の提供	242
第4	広域一時滞在	242
第5	広域避難者の受入れ	243
第6節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	245
第1	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	245
第7節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	245
第1	保健衛生活動	245
第2	防疫活動	245
第3	障害物の除去	245
第4	行方不明者の捜索及び遺体の処置	245
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	245
第1	広報・広聴活動	245
第9節	施設、設備の応急復旧活動	247
第1	施設、設備の応急復旧	247
第2	公共土木施設の応急復旧	247
第3	電力施設の応急復旧	247
第4	ガス施設の応急復旧	247
第5	上下水道施設の応急復旧	247
第6	電気通信設備の応急復旧	247
第10節	二次災害の防止活動	247
第1	二次災害の防止	247
第11節	自発的支援の受入れ	249
第1	ボランティアの受入れ	249
第2	義援物資・義援金の受入れ	249
第12節	要配慮者対策	249
第1	要配慮者の災害応急対策	249
第13節	その他の災害応急対策	249
第1	学校の災害応急対策	249
第2	文化財の災害応急対策	253
第3	労働力の確保	253

第4	災害救助法の適用	253
第5	動物愛護	253

第3章 災害復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	254
第2節	原状復旧	254
第3節	計画的復興の推進	254
第4節	被災者等の生活再建の支援	254
第5節	被災中小企業等の復興の支援	254
第6節	公共施設の復旧	254
第7節	激甚災害法の適用	254
第8節	復旧資金の確保	254
第9節	その他の被災者保護	254

第4編 事故災害対策

第1章 航空災害対策

第1節	災害予防	255
第1	情報の収集・連絡体制の整備	255
第2	通信手段の確保	255
第3	職員の応急活動体制の整備	255
第4	防災関係機関との連携体制の整備	255
第5	救助・救急及び医療活動体制の整備	255
第6	緊急輸送活動体制の整備	255
第7	広報・広聴体制の整備	256
第2節	災害応急対策	257
第1	災害情報の収集・連絡	257
第2	通信手段の確保	259
第3	災害対策本部の設置	259
第4	災害対策本部の組織	259
第5	職員の非常参集	259

第6	広域応援の要請等	259
第7	県防災ヘリコプターの要請	259
第8	自衛隊への災害派遣要請	259
第9	救助・救急活動	259
第10	医療活動	260
第11	交通の確保	260
第12	広報・広聴活動	261

第2章 鉄道災害対策

第1節	災害予防	262
第1	鉄道交通の安全のための情報の充実	262
第2	鉄道の安全な運行の確保	262
第3	鉄道車両の安全性の確保	263
第4	情報の収集・連絡体制の整備	263
第5	通信手段の確保	263
第6	職員の応急活動体制の整備	263
第7	防災関係機関との連携体制の整備	264
第8	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	264
第9	緊急輸送活動体制の整備	264
第10	広報・広聴体制の整備	264
第11	防災訓練の実施	264
第12	鉄道交通環境の整備	265
第13	再発防止対策の実施	265
第2節	災害応急対策	266
第1	災害情報の収集・連絡	266
第2	通信手段の確保	268
第3	災害対策本部の設置	268
第4	災害対策本部の組織	268
第5	職員の非常参集	268
第6	広域応援の要請等	268
第7	県防災ヘリコプターの要請	268
第8	自衛隊への災害派遣要請	268
第9	救助・救急活動	268
第10	医療活動	269
第11	消火活動	269

第12	交通の確保	269
第13	代替交通手段の確保	269
第14	広報・広聴活動	269
第3節	災害復旧	270
第1	災害復旧	270

第3章 道路災害対策

第1節	災害予防	271
第1	道路交通の安全のための情報の充実	271
第2	道路施設の整備	271
第3	情報の収集・連絡体制の整備	271
第4	通信手段の確保	271
第5	職員の応急活動体制の整備	272
第6	防災関係機関との連携体制の整備	272
第7	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	272
第8	緊急輸送活動体制の整備	272
第9	広報・広聴体制の整備	272
第10	防災訓練の実施	272
第11	その他の災害予防	273
第2節	災害応急対策	274
第1	災害情報の収集・連絡	274
第2	通信手段の確保	274
第3	災害対策本部の設置	274
第4	災害対策本部の組織	274
第5	職員の非常参集	274
第6	広域応援の要請等	274
第7	県防災ヘリコプターの要請	275
第8	自衛隊への災害派遣要請	275
第9	救助・救急活動	275
第10	医療活動	275
第11	消火活動	275
第12	交通の確保	276
第13	広報・広聴活動	276
第14	その他の災害応急対策	276

第3節	災害復旧	277
第1	災害復旧	277

第4章 危険物等災害対策

第1節	災害予防	278
第1	危険物の種類	278
第2	危険物等施設の安全性の確保	278
第3	情報の収集・連絡体制の整備	279
第4	通信手段の確保	279
第5	職員の応急活動体制の整備	279
第6	防災関係機関との連携体制の整備	279
第7	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	279
第8	緊急輸送活動体制の整備	280
第9	広報・広聴体制の整備	280
第10	防災訓練の実施	280
第11	その他の災害予防	281
第2節	災害応急対策	282
第1	災害情報の収集・連絡	282
第2	通信手段の確保	285
第3	災害対策本部の設置	285
第4	災害対策本部の組織	285
第5	職員の非常参集	285
第6	広域応援の要請等	285
第7	県防災ヘリコプターの要請	285
第8	自衛隊への災害派遣要請	285
第9	救助・救急活動	285
第10	医療活動	286
第11	消火活動	286
第12	交通の確保	286
第13	危険物等の大量流出に対する応急対策	286
第14	避難の受入活動	287
第15	広報・広聴活動	287
第16	専門知識の活用	287
第17	防護用資機材の確保	287
第18	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	287

第19	その他の災害応急対策	289
第3節	災害復旧	290
第1	公共施設の災害復旧	290
第2	被災中小企業等の復興の支援	290

第5章 県外の原子力施設事故対策

第1節	災害予防	291
第1	基本方針	291
第2	情報の収集・連絡体制等の整備	291
第3	環境放射線モニタリング情報収集体制の整備	292
第2節	災害応急対策	293
第1	情報の収集	293
第2	異常事象等が発生した場合の対応	293
第3	住民等への情報伝達・相談活動	293
第4	水道水、飲食物の摂取制限等	294
第5	風評被害等の未然防止	294
第6	各種制限措置の解除	295
第3節	災害復旧対策	296
第1	風評被害等の影響軽減	296

第5編 火災対策

第1章 大規模な火事災害対策

第1節	災害予防	297
第1	火災に強いまちづくり	297
第2	大規模な火事災害防止のための情報の充実	298
第3	情報の収集・連絡体制の整備	298
第4	通信手段の確保	298
第5	職員の応急活動体制の整備	298
第6	防災関係機関との連携体制の整備	298
第7	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	299

第8	緊急輸送活動体制の整備	299
第9	避難の受入体制の整備	299
第10	広報・広聴体制の整備	299
第11	防災訓練の実施	300
第12	防災思想の普及	300
第2節	災害応急対策	301
第1	災害情報の収集・連絡	301
第2	通信手段の確保	301
第3	災害対策本部の設置	301
第4	災害対策本部の組織	301
第5	職員の非常参集	301
第6	広域応援の要請等	301
第7	県防災ヘリコプターの要請	302
第8	自衛隊への災害派遣要請	302
第9	救助・救急活動	302
第10	医療活動	302
第11	消火活動	302
第12	交通の確保	302
第13	避難の受入活動	302
第14	災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動	303
第15	広報・広聴活動	303
第16	その他の災害応急対策等	303
第3節	災害復旧・復興	304
第1	復旧・復興の基本方向の決定	304
第2	原状復旧	304
第3	計画的復興の推進	304
第4	被災者等の生活再建の支援	304
第5	被災中小企業等の復興の支援	304
第6	公共施設の復旧	304
第7	激甚災害法の適用	304
第8	復旧資金の確保	304
第9	その他の被災者保護	305

資料編

〔防災関係組織〕

- 防災関係機関及び連絡窓口…………… 306
- 防災中枢機能一覧…………… 309
- 災害時優先電話一覧…………… 310
- 要配慮者利用施設一覧…………… 311
- ごみ処理施設…………… 311
- し尿処理施設…………… 311
- し尿処理業者・浄化槽汚泥処理業者…………… 312
- 応急仮設住宅建設業者名簿…………… 312
- 応急仮設住宅建設予定地…………… 312
- 給水装置工事事業者（群馬県東部水道企業団）・下水道排水設備指定工事店一覧（町内のみ）…………… 312

〔急傾斜地崩壊危険区域〕

- 急傾斜地崩壊危険区域…………… 313

〔消防・水防等関係〕

- 消防車両の現況…………… 314
- 消防水利の現況…………… 315

〔避難所・医療等関係〕

- 緊急避難場所・避難所一覧…………… 316
- 福祉避難所…………… 317
- 医療機関一覧…………… 317
- 遺体安置所…………… 318
- 派遣部隊の宿泊可能施設…………… 318

〔輸送等関係〕

- ヘリポート適地一覧…………… 319
- 緊急輸送道路一覧…………… 319
- 防災物流拠点候補一覧…………… 319

〔条例・協定等関係〕

- 板倉町防災会議条例…………… 320
- 板倉町災害対策本部条例…………… 323
- 災害に関する協定等一覧…………… 324

〔その他〕

- 指定文化財一覧…………… 328
- 災害救助基準…………… 330
- 警報・注意報発表基準一覧表…………… 333
- 群馬県の警報・注意報発表区域図…………… 334

